

区域外就学承認基準

- 1 学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学について、保護者の申し出により基準表のとおり処理する。
- 2 児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議し、承諾を得たうえで承認するものとする。
- 3 この基準は、令和8年8月1日から施行する。

※区域外就学に伴う児童生徒の安全面については、保護者が責任を持つものとし、区域外就学に関しては就学する学校運営に支障が無い場合において承認されることとする。

区分	承認要件	対象学年	承認期間	変更可能な学校	提出書類
転校延期	学年途中で市外へ転出した場合	小学生	学年末まで	在学している学校	・区域外就学申請書 ・誓約書
		中学生	卒業まで	在学している学校	
転入予定	住宅の建築中や購入、賃貸借契約済みにより転入が確実である児童生徒が、転入予定の学校へ前もって就学したい場合(就学希望学年の年度末までに転入が可能な方)	全学年	転入予定月の末日まで	転入予定の住所の指定学校	・区域外就学申請書 ・誓約書 ・住民票謄本 ・建築確認済書 ・下記のいずれか1点 - 工事請負契約書 - 売買契約書 - 賃貸借契約書 ・工程表 ・建築場所の地図
その他	教育長が適当であると認める場合	全学年	理由が存する期間	教育長が相当と認める学校	・区域外就学届出書 ・誓約書 ・住民票謄本 ・理由を証明する書類(医師等の診断書、学校長の所見等)

※転校延期の住民票謄本は、原則として提出を省略できるものとする。ただし、住所の確認に疑義がある場合等は提出を求める。

※「区分:その他」については、保護者は事前に学校及び宜野湾市教育委員会学務課に相談すること。